

平成 29 年度第 2 回長野県契約審議会次第

日時 平成 29 年（2017 年）9 月 12 日（火）
13 時 45 分から 16 時 00 分
場所 J A 長野県ビル 12 A 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長等の選任について

5 説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名について

6 会議事項

(1) 「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要

(2) 前回審議会の主な意見について

(3) 報告事項

ア 受注希望型競争入札の実施状況について

イ 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札等の実施状況について

ウ 清掃業務、警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況について

エ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の概要等について

7 その他

8 閉 会

資料一覧表

説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名について ・ ・ 資料1 (P 1)

「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要 ・ ・ 資料2 (P 2)

前回審議会の主な意見について ・ ・ 資料3 (P 6)

報告事項

ア 受注希望型競争入札の実施状況について ・ ・ 資料4 (P 7)

イ 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札等の実施状況について
・ ・ 資料5 (P10)

ウ 清掃業務、警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況について
・ ・ 資料6 (P11)

エ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の概要等について
・ ・ 資料7 (P12)

及び別冊

長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす 確 い 井 みつ 光 あき 明	東京大学名誉教授	出 席
おお 大 くほ 窪 くみ 久美子 こ	信州大学農学部教授	出 席
おく 奥 はら 原 みどり	一級建築士	出 席
お 小 ざわ 澤 よし 吉 のり 則	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	
くら 藏 たに 谷 しん 伸 いち 一	長野県建設業協会会長	出 席
にし 西 むら 村 なお 直 こ 子	信州大学経法学部教授	出 席
の 野 もと 本 ひろ 博 ゆき 之	公認会計士	出 席
ほり 堀 こし 越 みち 倫 よ 世	税理士	
やなぎさわ 柳 澤 しゅう 修 うじ 嗣	弁護士	出 席
ゆ 湯 もと 本 のり 憲 まさ 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出 席
よし 吉 の 野 よう 洋 いち 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出 席
わたなべ 渡 辺 ひさみ	中小企業診断士	出 席

（10名出席予定）

特別委員

とどろき 轟 くに 邦 あき 明	長野地域職業訓練センター所長	出 席
------------------	----------------	-----

（任期3年、平成29年9月1日から平成32年8月31日まで）

説明請求審査部会の概要について

説明請求審査部会の任務

○ 建設工事等の県の契約についての再説明に係る審議

入札・契約の過程についての苦情申立てがあった場合に、発注機関の長の説明に関する再苦情申立てがあったときに、審議すること。

○ 工事（業務）成績評価の結果についての再説明請求に関する審議

工事成績評定についての説明請求があった場合に、発注機関の長の説明に関する再説明請求があったときに、審議すること。

部会の設置根拠及び部会の議決

- 長野県の契約に関する条例第 7 条、長野県契約審議会規則第 5 条により設置する。
- 長野県契約審議会規則第 5 条第 6 項定により、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 審議すべき事項について、部会に付すいとまがない場合その他特別の理由がある場合には、持ち回り審議をもって部会の審議に代えることができるものとする。

「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要

1 長野県の契約に関する条例について

(1) 条例制定の背景

県が締結する契約に対しては、これまで、透明性、公平性の確保と品質の確保などが求められてきた。このことに加え、近年は、長期的に良質なサービスの提供、地域の安全・安心を支える事業者や担い手の育成、また、労働賃金の適正な支払などの労働環境の整備、環境配慮や男女共同参画社会の推進の取組が求められるなど、社会的要請が多様化してきた。このような背景により、県が契約に関する基本方針に沿って、長期的・統一的に取り組んでいくことが重要

(2) 条例の概要

ア 目的

県の契約に関し、

- 基本理念を定める
- 県及び契約の相手方の責務を明らかにする
- 取組の基本事項を定める



契約の活用を図り、
県の一定の行政目的
を実現



県民の福祉の増進

イ 基本理念

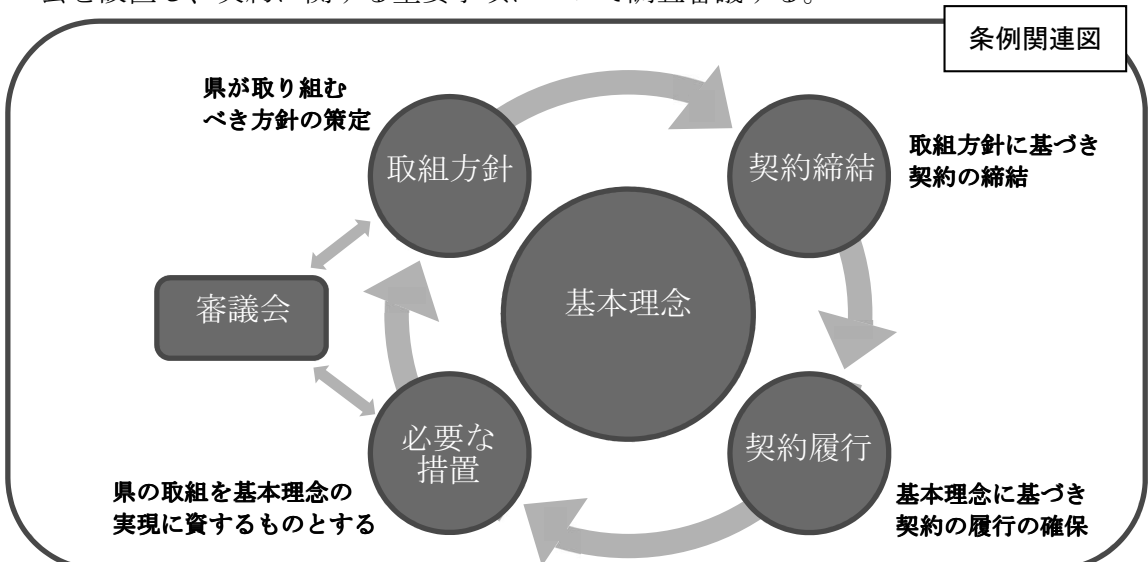
- (ア) 契約の適正化
- (イ) 総合的に優れた契約の締結
- (ウ) 契約内容への配慮
- (エ) 事業者の社会貢献活動への配慮

ウ 取組方針

基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針（取組方針）を長野県契約審議会の意見を聴いて定める。

エ 長野県契約審議会

契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため長野県契約審議会を設置し、契約に関する重要事項について調査審議する。



(3) 条例の特徴

- ア 基本理念に、①公正で適正な契約による地域経済の健全な発展や、②県民への安全かつ良質なサービスの提供に加え、③持続可能で活力ある地域社会の実現、④社会的責任を果たす事業者の育成への配慮をすることを定めている。
- イ 基本理念は、「安全で安心な暮らしを支える事業者の育成や専門的な技術の継承などの事業者視点」、「適正な労働賃金水準の確保など労働の整備などの労働者視点」、「長期的に良質なサービスの提供などの県民視点」と幅広い内容となっている。

2 長野県の契約に関する取組方針について

(1) 取組方針の内容

「長野県の契約に関する条例」では、基本理念や取組の基本事項等を定め、契約に関し長期的・統一的に取り組んでいくこととしている。「長野県の契約に関する取組方針」は、条例の基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保の方法に関する取組の方針を定めている。

基本 理念

1

契約の適正化

県の契約について、次の事項が実施され、その適正化が図られることにより、地域経済の健全な発展に資することを旨とする。

1-1 契約の過程及び内容の透明性の確保

- (1) 契約に関する情報の公表
- (2) 契約状況の概要の議会への報告等

1-2 競争の公正性の確保

- (1) 契約の相手方等の適切な選定
- (2) 予定価格の適切な設定

1-3 談合その他の不正行為の排除の徹底

- (1) 不適切な相手方との契約の防止
- (2) 不正行為への対応

【取組】10 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定など17項目

基本 理念

2

総合的に優れた契約の締結

県の契約について、経済性に配慮しつつ、次の事項を実施するなど、総合的に優れた内容とすることにより、提供されるサービスを安全かつ良質なものとすることを目指す。

2-1 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止

2-2 価格以外の多様な要素も考慮

- (1) サービスの質・品質の確保、向上
- (2) 業種に応じた事業者の技術力

- 【取組】 16 建設工事等及び建設工事等に係る委託において、適切な失格基準価格の研究
19 印刷業務などの契約において最低制限価格制度の導入についての検討
など 17 項目

基本
理念 3

契約内容への配慮

県の契約について、契約の目的及び内容に応じ、次の事項に配慮することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを旨とする。

3-1 地域における雇用の確保が図られること

3-2 県産品の利用が図られること

3-3 県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること

3-4 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う
県内事業者の育成に資すること

3-5 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること

3-6 その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること

- 【取組】 42 県産品利用促進の入札方式等の検討
55 製造の請負、物件の買入れ、「その他の契約」において、地域要件等の設定方法の検討 など 38 項目

基本
理念 4

事業者の社会貢献活動への配慮

県の契約の締結について、契約の目的及び内容に応じ、事業者に係る次の事項に配慮することにより、社会的責任を果たす事業者の育成に資することを旨とする。

4-1 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること

4-2 環境に配慮した事業活動を行っていること

4-3 障がい者などの就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること

4-4 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること

4-5 その他社会貢献活動を行っていること

- 【取組】 75 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等の試行 など 19 項目

(2) これまでに実施した主な取組内容

年度	項目、内容	関連取組番号
H26	契約管理システムを活用した入札公告、結果公表	2
	建設工事において低入札価格調査制度における失格基準価格の見直し	16
	清掃業務等への最低制限価格制度の拡大・導入	18
	県の契約において、社会保険加入を入札参加資格の付与要件	73
H27	全ての契約を対象とする談合情報対応要領等の整備	15
	建設工事等に係る委託において低入札価格調査制度における失格基準価格の見直し	16
	印刷の請負において最低制限価格制度を試行	32
	その他の業務委託において、公募型プロポーザル方式の統一	18
	物品の購入・借入れにおいて、県産品リストに記載の県産品を優先して調達する県産品利用促進の入札方式	42 43
	労働賃金の支払実態の検証と適正な労働賃金の支払の評価する総合評価落札方式の試行	75
H28	業務委託の契約実績の把握契約審議会へ報告「その他の契約」において、複数年契約の導入、拡大	28 37
	建設工事の一部で資格を有する技術者を配置する場合、同種工事の実績要件を緩和	51
	平成 29・30 年度の建設工事や物品購入の入札参加資格申請における新客観点数の項目の追加	74 81

前回審議会の主な意見 [平成29年度第1回審議会(6月13日)]

資料3

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
前回審議会の主な意見について	—	湯本委員	適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式について、建築工事についても4箇所試行予定とのことだが、どのような方式で行うのか。試行結果を含め、検証し、対象の拡大をお願いしたい。	建築工事についても土木と同じ方式で現在運用しておりますが、設計額のうち労務費が分離できない部分は今回、対象外としています。 社会保険の未加入対策等につきましては、6月9日に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が閣議決定されました。法律及び国が策定した計画の概要等について、資料7で説明させていただきます。
		奥原委員	社会保険の加入について、国の直轄工事では罰則適用を含めた対策強化を進めており、地方公共団体発注工事でも同様の対策を徹底するよう求めていると聞いている。県としても、末端の下請企業まで適正に社会保険未加入対策が行きわたるような対策を検討し、今後の審議会に具体策を提案するということがよいか。	
		湯本委員	社会保険の加入も含め、国において建設職人基本法と総称される法律が施行されている。この法律について、審議会全体でそのスキーム等を共有する必要があるのではないか。法律の内容を提示していただきたい。	
取組方針の変更(案)について	—	碓井会長	取組番号49番の表現だとあらゆる契約を包含するように読めるので、地方自治法の競争原則との関係で整理が必要ではないか。	取組番号49番は、取組方針の基本理念「契約内容への配慮」に位置付けられて、すでに理念の内容として「県の契約について、契約の目的及び内容に応じ、次の事項に配慮することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目指す。」と法令の趣旨に沿った内容となっています。また、取組番号45番の建設工事等における地域要件の取組との整合や今後の状況変化に柔軟に対応できる包括的な表現とすることを考慮して、「製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、契約の内容に応じて、事業所の所在地を入札参加要件とする。【参加要件】」としました。 入札参加資格要件の設定にあたっては、契約の種類、性質、目的又は予定金額等により必要なものについて定めるものとし、さらに地域要件の設定では、適用できる範囲や内容について基準を設け運用してまいります。
		小林委員	法令等で競争性の確保が求められている観点から、地域要件については、過度に競争性を低下させるような運用にならないように留意する必要がある。	
		湯本委員	地域要件については、一般的に地域要件を付し、レベルの高いものについては地域要件を付さない方法と、原則として地域要件を付さず、何らかの条件にあった場合に地域要件を付す方法が考えられる。地域要件を付した場合に要件に合致する事業者が当該案件に対応できるかどうか重要であり、そういった判断を行う内部的な基準を持って運用すればよいのではないかとと思われる。	
入札参加資格の加点状況について	20等	小澤委員	森林整備業務の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況について、建設工事で加点している「職場いきいきアドバンスカンパニー」や更生保護の「協力雇用主」への加点について現在行っていないが、次回以降の考えを伺いたい。	建設工事で加点された項目については、森林整備業務に参加している事業者の多くが小規模であることから、週休2日以外の制度につきましては、制度が広まっていない中で実施していくには厳しいと考え、現状では見送っている状況です。今後、森林整備業務の事業者に体力がついてくるなど、この制度が広まってきた段階では検討したいと思っています。
建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の試行について	75	吉野委員	長野県は失格基準価格を予測するのが難しい制度を採っていると思うが、なぜ、くじ引きの発生が多いのか	県の積算自体が従前に比べて透明化されており、応札者が高い精度で予定価格の推定が可能となっていることと、失格基準の上限近くが一番落札しやすいという応札者側の経験から、そこに入札が集中し、くじ引きが多く発生しているものと思われる。 くじ引き対策として、まずは委託業務において、価格のみで行っている受注希望型の約半数を簡易Ⅱ型に移行していき、その結果を踏まえて、検討してまいります。
		西村委員	くじ引きの発生率の上昇に対応するため、今後は、価格のみの入札のウエイトを下げて、総合評価落札方式に持っていく方向となるのか。	
長野県優良技術者表彰 若手部門の新設について	67 関連	藏谷委員	優良技術者表彰について、工事現場の結果に対する評定点が基本にあり、その点数と優良技術者表彰とは整合をとってもらいたい。また、表彰においてもどこが悪かった指導等が行われるなど、開かれた内容に改善したほうが技術者の次のステップにつながる。	優良技術者表彰の評価方法については、若手部門の新設に伴い、見直しを行っております。また、評価のばらつきを無くすよう引き続き複数の者で評価してまいります。さらに、技術者が次のステップアップにつなげられるよう、評価結果の通知内容の見直し、表彰ラインの公表等を行ってまいります。
印刷の請負に係る最低制限価格制度の施行について(中間報告)	19	吉野委員	最低制限価格制度の試行案件について、成果品の質との関係はどうであったか。	特別、発注課からのクレーム等はなかったため、品質においてはこれまでどおり問題なく納品されているものと承知しています。
今年度の主な取組予定について	—	西村委員	取組番号42番の県産品の利用促進について、どのように検討を行っていくのか。	昨年度第1回の審議会において試行ということで承諾をいただき、その際に1号から4号とした県産品のうち、従前より長野県で個別の制度で認定をしている県産品を1号県産品として、試行を始めています。昨年11月から試行をスタートしており、1年程度は試行をした上で、果たして、その1号県産品といったものの中で具体的な実績が上がるか、さらには、その中で何かしらの不具合、問題点、気づいた点、また実際入札された企業の捉え方、そういったところを踏まえた上で改めて1号の試行について分析をし、それから残りの2号から4号につきましても、再度検討するということが、今後進めていく予定です。

注 網かけ部分は、前回審議会での説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

受注希望型競争入札の実施状況について

[取組番号 3]

I 受注希望型競争入札の状況（平成29年6月末現在）

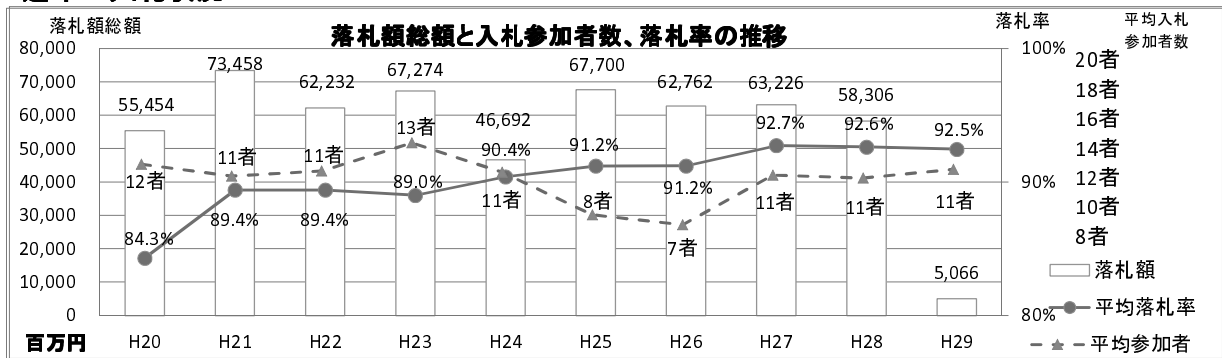
1 建設工事（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 平成28・29年度の状況

注）集計は、開札日を基準としている。（森林整備を除く）

区分	開札合計 (件)	応札なし	不調	契約	平均参加者数(者)	平均落札率(%)	
平成28年度	4月	28	0	0	28	13.8	93.3
	5月	40	0	1	39	16.2	92.7
	6月	156	0	6	150	13.6	92.4
	7月	193	2	2	189	12.3	92.6
	8月	216	3	6	207	10.0	92.7
	9月	312	9	9	294	8.8	92.7
	10月	109	2	2	105	8.4	92.3
	11月	123	0	6	117	9.4	92.9
	12月	181	2	9	170	8.9	92.7
	1月	157	4	5	148	9.7	92.7
	2月	180	1	3	176	10.4	92.6
	3月	138	1	1	136	13.2	92.3
	合計	1,833	24	50	1,759	10.6	92.6
平成29年度	4月	16	0	1	15	20.2	92.9
	5月	34	0	2	32	10.1	92.2
	6月	120	2	1	117	10.4	92.5
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	1月						
	2月						
	3月						
	合計	170	2	4	164	11.2	92.5

(2) 近年の入札状況



(3) 地域別(10ブロック)の動向 (H29)

	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信	全県
平均参加者数(者)	13.3	5.1	13.2	6.3	16.5	3.3	6.8	6.0	16.1	12.5	11.2
平均落札率(%)	93.0	93.3	92.3	91.7	92.5	96.7	91.5	92.1	92.2	92.2	92.5
地元受注率(件数)(%)	90.5	57.1	100.0	71.4	100.0	100.0	88.0	92.3	92.1	86.7	88.4
地元受注率(金額)(%)	96.5	45.0	100.0	53.2	100.0	100.0	65.8	85.2	86.4	41.6	72.9

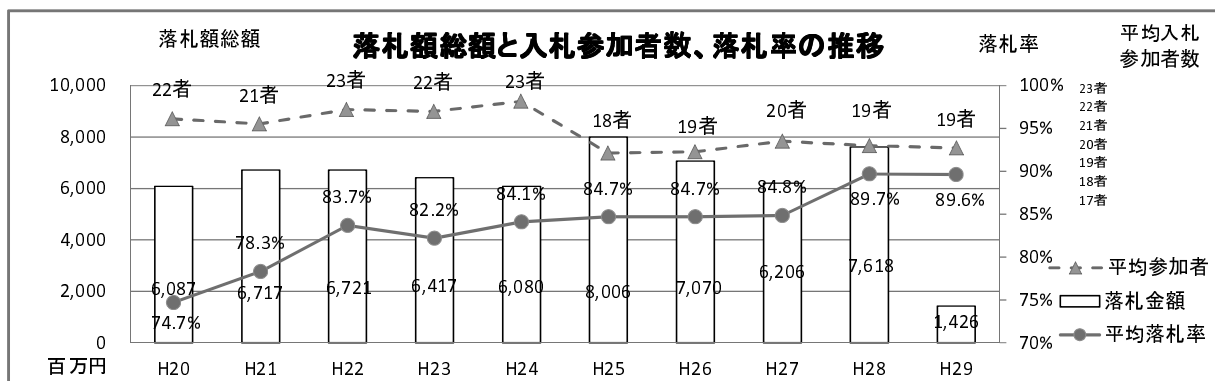
2 委託業務（環境部・農政部・林務部・建設部・企業局）

(1) 平成28・29年度の状況

注) 集計は、開札日を基準としている。(森林整備を除く)

区 分		開札合計 (件)	落札状況			平均参加者数(者)	平均落札率(%)		
			応札なし	不調	契約				
平成 28 年度	失格基準 価格 85~90%	4月	47	0	0	47	13.4	88.6	
		5月	73	0	1	72	17.9	89.2	
		6月	157	0	1	156	21.8	89.7	
		7月	198	0	2	196	22.0	89.9	
		8月	156	0	1	155	17.8	89.7	
		9月	186	1	2	183	19.1	89.5	
		10月	108	0	1	107	16.8	89.8	
		11月	108	1	1	106	19.8	89.8	
		12月	124	0	0	124	19.7	89.8	
		1月	123	0	1	122	19.3	89.9	
		2月	82	0	0	82	15.5	89.7	
		3月	21	0	0	21	16.4	89.8	
		合 計		1,383	2	10	1,371	19.1	89.7
平成 29 年度	失格基準 価格 85~90%	4月	11	0	0	11	16.8	90.1	
		5月	88	0	0	88	19.4	89.7	
		6月	157	0	1	156	18.7	89.6	
		7月							
		8月							
		9月							
		10月							
		11月							
		12月							
		1月							
		2月							
		3月							
		合 計		256	0	1	255	18.9	89.6

(2) 近年の入札状況



II 総合評価落札方式の状況（平成29年6月末現在）

(単位：件)

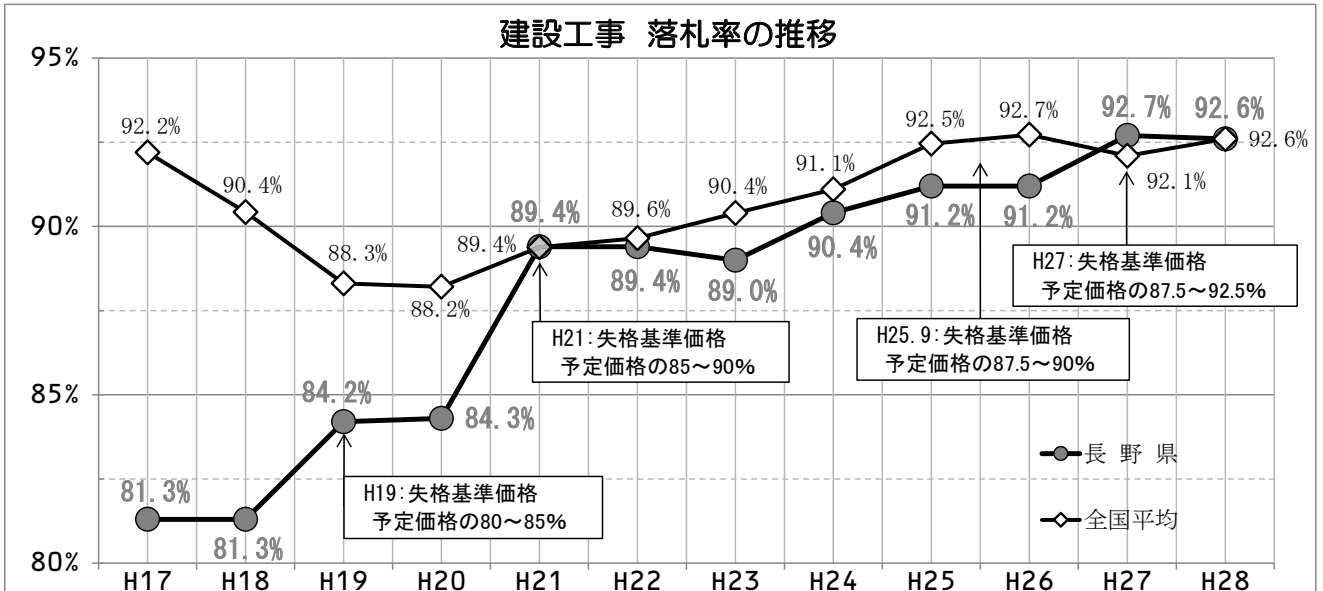
区分		平成16~25年度 (~H20試行)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備 考
工 事	技術等提案型	38	5	3	0	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	4,907	387	464	37	
	計	4,945	392	467	37	
	実施率	-	20.5%	24.7%	20.8%	
委 託 業 務	技術等提案型	55	4	4	0	技術等提案Ⅱ型を含む
	簡易型	1,963	207	297	52	
	計	2,018	211	301	52	
	実施率	-	19.4%	26.5%	23.6%	
合計		6,963	603	768	89	

長野県・全国の落札率の推移

建設部 技術管理室

1. 建設工事

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
長野県	81.3%	81.3%	84.2%	84.3%	89.4%	89.4%	89.0%	90.4%	91.2%	91.2%	92.7%	92.6%
全国平均	92.2%	90.4%	88.3%	88.2%	89.4%	89.6%	90.4%	91.1%	92.5%	92.7%	92.1%	92.6%

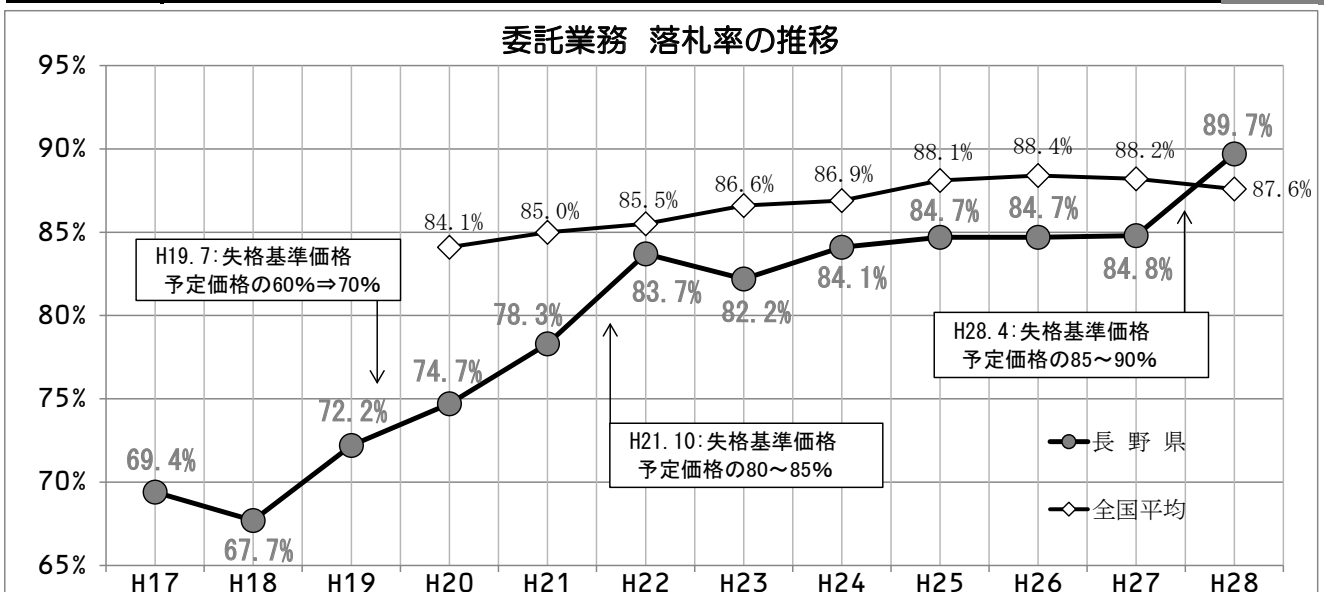


※ H25までの他県の数値は「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について（国土交通省、総務省、財務省調べ）」による。

※ H26年度は鳥取県調べ、H27からは長野県調べによる。

2. 委託業務

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
長野県	69.4%	67.7%	72.2%	74.7%	78.3%	83.7%	82.2%	84.1%	84.7%	84.7%	84.8%	89.7%
全国平均				84.1%	85.0%	85.5%	86.6%	86.9%	88.1%	88.4%	88.2%	87.6%



※ H25年度までは宮城県調べ、H26年度からは長野県調べによる。

製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札等の実施状況について

[取組番号 3]

区 分	平成27年度					平成28年度					
	件数 (件)	金額 (千円)	金額 構成 比 (%)	平均 落札 率 (%)	平均 応札 者数 (者)	件数 (件) (前年比)	金額 (千円) (前年比)	金額構 成比 (%)	平均落 札率 (%)	平均応 札者数 (者)	
製造の請負	540	193,994	1.8	72.3	2.9	578 (107.0%)	223,534 (115.2%)	2.7	73.7	2.7	
契約方法	一般競争入札	9	65,268	33.6	93.3	1.7	17 (188.9%)	85,710 (131.3%)	38.3	84.3	2.9
	公募型 見積合わせ	531	128,726	66.4	71.9	2.9	561 (105.6%)	137,824 (107.1%)	61.7	73.4	2.7
受注者	県内本店	513	168,126	86.7	71.5	2.9	537 (104.7%)	188,512 (112.1%)	84.3	72.2	2.8
	県外本店	27	25,869	13.3	87.5	1.4	41 (151.9%)	35,022 (135.4%)	15.7	92.9	1.3
	うち県内支店なし	2	1,291	0.7	97.8	2.0	5	9,496	4.2	96.1	1.6
物件の買入れ	2,367	3,344,070	31.0	81.0	2.6	2,318 (97.9%)	3,123,119 (93.4%)	37.7	82.1	2.5	
契約方法	一般競争入札	242	2,696,477	80.6	85.8	2.5	249 (102.9%)	2,468,846 (91.6%)	79.1	86.9	2.3
	公募型 見積合わせ	2,125	647,592	19.4	80.5	2.6	2,069 (97.4%)	654,272 (101.0%)	20.9	81.5	2.5
受注者	県内本店	2,187	2,805,616	83.9	80.7	2.6	2,086 (95.4%)	2,563,482 (91.4%)	82.1	82.0	2.5
	県外本店	180	538,453	16.1	84.7	2.4	232 (128.9%)	559,636 (103.9%)	17.9	82.5	2.4
	うち県内支店なし	19	179,778	5.4	96.4	1.5	23	103,466	3.3	88.4	1.4
その他の契約	451	7,261,964	67.2	87.5	2.5	542 (120.2%)	4,938,976 (68.0%)	59.6	86.3	2.2	
契約方法	一般競争入札	451	7,261,964	100.0	87.5	2.5	542 (120.2%)	4,938,976 (68.0%)	100.0	86.3	2.2
	県内本店	224	1,175,429	16.2	85.9	3.2	274 (122.3%)	1,396,534 (118.8%)	28.3	86.3	2.5
受注者	県外本店	227	6,086,535	83.8	89.1	1.9	268 (118.1%)	3,542,443 (58.2%)	71.7	86.4	2.0
	うち県内支店なし	35	309,205	4.3	89.8	1.6	45	427,249	8.7	84.1	1.9
合 計	3,358	10,800,028	100.0	80.5	2.6	3,438 (102.4%)	8,285,629 (76.7%)	100.0	81.3	2.5	
契約方法	一般競争入札	702	10,023,709	92.8	87.0	2.5	808 (115.1%)	7,493,532 (74.8%)	90.4	86.4	2.2
	公募型 見積合わせ	2,656	776,318	7.2	78.8	2.7	2,630 (99.0%)	792,096 (102.0%)	9.6	79.8	2.5
受注者	県内本店	2,924	4,149,171	38.4	79.5	2.7	2,897 (99.1%)	4,148,528 (100.0%)	50.1	80.6	2.6
	県外本店	434	6,650,857	61.6	87.2	2.1	541 (124.7%)	4,137,101 (62.2%)	49.9	85.2	2.1
	うち県内支店なし	56	490,274	4.5	92.3	1.6	73	540,211	6.5	86.3	1.7

※企業局、県警、県外現地機関を除く

※各年度予算にかかる、一般競争入札及び公募型見積もり合わせの契約実績を集計。単価契約の場合は契約金額(単価)に予定数量を乗じた額を計上。

※履行期間が複数年度にわたる契約については、履行開始年度に期間の総額を計上。

※「その他の契約」は業務委託、役務の提供、物件の借入れ契約を集計。

※端数については四捨五入しているため、計の合わないところがあります。

清掃業務、警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況について

[取組番号 18, 28, 37, 76]

1 目的

庁舎等の清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）の契約において、ダンピング受注の防止を図り、受注企業の適正な利潤と担い手の中長期的な育成を目指すとともに、複数年契約については、県内中小企業者の受注機会の確保に配慮し、サービスの質の向上、雇用の安定を図る。

2 取組内容

予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃、警備業務（機械警備を除く。）において、予定価格算定に関し、国交省建築保全業務労務単価を用い統一積算基準で行い、最低制限価格等を設定した入札を実施するとともに、複数年契約を行う。

3 平成 29 年度の実施状況

(1) 清掃業務 ①実施件数

	(単位:件)	H28年度			H29年度			備考
		件数	統一積算基準		件数	統一積算基準		
			有	無		有	無	
清掃業務	一般競争入札	42	18	24	45	43	2	
	ダンピング対策※ 有	11	11	0	42	42	0	WTO案件1件含
	ダンピング対策 無	31	7	24	3	1	2	
	指名競争入札	1	1	0	0	0	0	
	合計	43	19	24	45	43	2	
複数年契約			0			11		

※ WTO案件: 低入札価格調査制度.総合評価落札方式.低入札価格調査制度(失格基準価格).一般競争入札: 最低制限価格制度

②入札結果

取組導入前(平成28年)			取組導入後(平成29年)		
件数	落札率	応札者数	件数	落札率	応札者数
43	82.9%	4.7	45	84.7%	4.6

(2) 警備業務 ①実施件数

	(単位:件)	H28年度			H29年度			備考
		件数	統一積算基準		件数	統一積算基準		
			有	無		有	無	
警備業務	一般競争入札							
	ダンピング対策 有	0	0	0	11	11	0	
	ダンピング対策 無	16	0	16	5	0	5	H29年度の5件全て複数年契約途中
合計	16	0	16	16	11	5		
複数年契約				15		16		

②入札結果

取組導入前(平成28年)			取組導入後(平成29年)		
件数	落札率	応札者数	件数	落札率	応札者数
11	88.3%	2.9	11	94.2%	2.5

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

- <目的>（第1条関係）
 - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する
- <基本理念>（第3条関係）
 - 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
 - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
 - 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
 - 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<国等の責務、法制上の措置等>

国等の責務、法制上の措置等

- <国等の責務>（第4条から第6条まで関係）
 - 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
 - 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
 - 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる
- <法制上の措置等>（第7条関係）
 - 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等

（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策

（第10条から第14条まで関係）

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等） ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議

（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

はじめに 現状と課題

- 建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止めて、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- 建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - 安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。
 - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
 - 休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
 - 施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - (1) 建設業者間の連携の促進

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- 一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
 - 一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
 - 一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。
 4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
 - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
 - i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。
 5. 安全及び健康に関する意識の啓発
 - (1) 安全衛生教育の促進
 - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
 - (1) 社会保険等の加入の徹底
 - 法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
 - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
 - (3) 「働き方改革」の推進
 - 適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
 - 労働安全衛生規則に基づき措置の遵守徹底を図る。
 - 労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
- (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組の推進
 4. 基本計画の推進体制
 - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
 - (2) 調査・研究の充実
 5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し
 - 策定後2～3年で調査等を行った上で、基本計画に検討を加え、必要があると思われるときには、速やかにこれを変更する。

建設職人基本法と長野県の契約に関する条例との関連について

建設工事従事者の安全及び健康の確保 の推進に関する法律（建設職人基本法）	長野県の契約に関する条例
目 的	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 建設工事従事者の安全及び健康に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念を定める ○ 国等の責務を明らかにする ○ 施策の基本事項を定める </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 建設業の健全な発展 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 県の契約に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念を定める ○ 県及び契約の相手方の責務を明らかにする ○ 取組の基本事項を定める </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 契約の活用を図り、県の一定の行政目的を実現 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 県民の福祉の増進 </div>
基本理念	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な請負代金の額、工期等の設定 ○ 設計、施工等の各段階における措置 ○ 安全及び健康に関する意識の向上 ○ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の適正化 ○ 総合的に優れた契約の締結 ○ 契約内容への配慮 ○ 事業者の社会貢献活動への配慮
対象工事	
公共発注・民間発注を問わない	県発注
基本計画等	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない ○ 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める 	知事は、基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針を定めなければならない。（取組方針）

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画	長野県の契約に関する取組方針
<p>第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等</p> <p>(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。 	<p>1-2 競争の公平性の確保</p> <p>(2) 予定価格の適切な設定</p> <p><input type="checkbox"/> 建設工事等及び建設工事等に係る委託において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。</p> <p style="text-align: right;">【取組番号 9】</p> <p>4-1 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること</p> <p><input type="checkbox"/> 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する 【取組番号 75】</p>
<p>第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1. 建設工事従事者の処遇に改善及び地位の向上を図るための施策</p> <p>(1) 社会保険等の加入の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。 <p>(3) 「働き方改革」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。 	<p>4-1 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること</p> <p><input type="checkbox"/> 建設工事等において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【取組番号 72】</p> <p><input type="checkbox"/> 県の契約において、社会保険に加入していることを入札参加資格の付与要件とする。</p> <p style="text-align: right;">【取組番号 73】</p> <p><input type="checkbox"/> 建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。</p> <p style="text-align: right;">【取組番号 74】</p> <p><input type="checkbox"/> 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。 【取組番号 75】</p>